

地名散歩

第39回 番号順の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

東北新幹線に乗ると、岩手県から青森県にかけて二戸^{にのへ}、八戸^{はちのへ}、七戸十和田^{しちのへ}と「戸」のつく駅名が連続する。在来線にはこれに加えて一戸(IGRいわて銀河鉄道)と三戸駅(青い森鉄道)があり、自治体としては一戸町(二戸郡)、二戸市、三戸町・五戸町(三戸郡)、六戸町・七戸町(上北郡)、八戸市、九戸村(九戸郡)と、四戸以外は一から九まですべて揃っていて壮観だ。

これらの地名は、中世以前に陸奥国糠部郡^{ぬかのぶ}の中に設けられた一戸から九戸に至る九部(戸)制に由来し、これは郡を9つに分けた行政区分としての意味合いをもっていたようだ。ひとつだけ現存しない四戸は元和7年(1621)の南部氏の文書には登場しているから、江戸初期までは確実に存在したようだ。

場所は三戸と五戸の間、もしくは八戸市の櫛引^{くしひき}にあったという説がある。後者の説は、櫛引八幡宮のかつての別名が四戸八幡宮と呼ばれていたことが根拠だという。

番号の地名といえば東京ではお屋敷街で知られる「番町」がある。一番町から六番町がズラリと並んでいるが、半蔵門寄りに英国大使館のある一番町、その西に日本テレビのある二番町、そこから一番町の北側に移動して三番町、四番町と西へ進み、お濠端へ立ち寄ってJR市ヶ谷駅のある五番町、そして四番町の西に接して「名門」番町小学校のある六番町が四ツ谷駅前まで続いている。この一帯は江戸期の旗本屋敷のエリアで、当時は堀端一番町、新道一番町、一番町通、表二番町、裏二番町、袋二番町、二番町通(以下略)などと細かく分



江戸期には旗本屋敷が並んでいた番町。
上・中などがあって複雑だった頃。
1:10,000 「四谷」大正14年部分修正



ニューヨークのマンハッタンは丁目(street)が延々と続く。
セントラルパーク付近の市街地。
米国官製 1:24,000 「Central Park」1995年版

かれており、明治以降に何度か「編成替え」が行われた。昭和4年(1929)には一番町、上二番町、下二番町、土手三番町……と表裏でなく上下に変わり、現在ようやくシンプルな形で落ち着いている。

名古屋市中川区には珍しい「女子」の数え地名があって、今は二女子町、四女子町、五女子町、五女子(住居表示済のため「町」なしのエリア)が残っている。かつてはこの他に七女子もあった。かつて愛知郡片端の里の大領主が、娘7人を嫁がせた先に一女子から七女子までの地名を付けて支配したことに由来するらしい。このうち七女子は明治11年(1878)に小本村の一部となって消滅した。

千葉県の北部には、明治に入って失業武士の救済のため開墾された下総台地の「東京新田」があり、これも番号順の地名になっている。初富(鎌ヶ谷市)・二和(船橋市)・三咲(船橋市)・豊四季(柏市)・五香(松戸市)・六実(松戸市)・七栄(富里市)・八街(八街市)・九美上(香取市)・十倉(富里市)・十余一(白井市)・十余二(柏市)・十余三(成田市)・多古町)であるが、開拓順に名付けられたので必ずしも隣接はしていない。このうち駅名になっているのは新京成電鉄の初富・二和向台・三咲・五香の4駅、それに東武野田線(アーバンパークライン)の豊四季である。

京都市には平安京以来の条が東西の「通り名」として今も現役だ。御所のある北の方から南に向かって一条通から十条通までである。二条以南はほぼ等間隔であるが、五条通は豊臣秀吉が五条大橋を南側に移設したため、かつての六条坊門通(五条通と六条通の中間)が「五条橋通」と呼ばれ始めた。それが正保(1645～48)の頃には五条通と呼ばれるよう

になったため、四条通と五条通は間隔が広く、逆に五条通～六条通間は狭くなっている。ちなみに平安京の五条通は現在の松原通にあたる。一条通と二条通の間がちょうど他の2.5倍である理由は、この間に広大な大内裏がはさまれていたためだ。平安京の範囲は九条通までで、十条通は大正初年の都市計画道路として新たに建設されたものである。

京都と似た碁盤目の街路を基本に作られた計画都市・札幌にも条はあり、こちらは住居表示の町名にもなっている。東西の通りは大通公園を中心に北へ1ブロック進むごとに北1条、北2条と進み、南側も同様に南1条、南2条となる。南北の通りは創成川を中心に西側が西1丁目、西2丁目……という具合である。住居表示の町名は「北〇条西△丁目」のエリアでは、条の通りの北側および丁目の通りの西側に一致するようになっているため、たとえば北12条の北側で西2丁目の通りの西側にあたる町名は「北12条西2丁目」である。

ニューヨークも直交座標の街路の都市であるが、マンハッタン島では南北の通りをavenue、東西の通りをstreetと呼ぶ。伝統的に日本ではアヴェニューを「〇番街」、ストリートを「〇丁目」と訳すことが多いが、五番街を境に東西を冠してたとえば西105丁目(West 105th Street)などと呼んでいる。マンハッタン島はとにかく南北に細長いので丁目は多く、島の最北端では西220丁目が存在し、橋を渡ってさらに北上して地図を追跡すると、ニューヨーク市域北端の近くで西263丁目まで確認できた。同市ではたとえば学校の名前も「第158小学校」などと称するし、そこまで数字で徹底するのが、いかにもアメリカ流なのかもしれない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 701
2015 June



表紙写真
「生長」

第29回写真コンクール銀賞
奥田 健治 ● 岐阜会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

―時代にあった資格者であるために―
第34回 道路内民有地に関する座談会③

08 全国土地家屋調査士政治連盟 第15回定時大会を開催

10 自然災害と向き合う

―今、この時代に生きる土地家屋調査士として―
南海地震がどこまで分かっているのか
～未曾有の災害に向き合うために～ 第1回(全2回)

13 平成27年 春の叙勲・黄綬褒章

14 会報700号を迎えて②

16 愛しき我が会、我が地元 Vol.16

広島会／高知会

19 会長レポート

20 土地家屋調査士名簿の登録関係

21 会務日誌

22 2014年度「土地家屋調査士」掲載

索引 2014年4月号(No.687)～2015年3月号(No.698)

27 ちょうさし俳壇

28 国民年金基金から

30 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の ダウンロードについて

32 土地家屋調査士の本棚 公共測量成果検定における指摘事項事例集 ―基準点測量・水準測量の成果検定における誤り事例等―

33 ネットワーク50 中国ブロック協議会／和歌山会

34 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第34回 道路内民有地に関する座談会③

3. 道路内民有地が引き起こす法律問題 —その(1)財産価値の下落

寶金 道路管理者に道路内民有地の底地所有権や借地権等の正権原があり、ただ登記がないだけの場合もあれば、正権原も何もない場合もある、道路内民有地にはいろいろな場合があることを実態としてまず認識しなければいけない。その道路内民有地について、真っ先に我々が考えなければいけない根底の法律問題は憲法29条です。何の補償もなく、それを行政が勝手に使うことはできない。ましてや道路内民有地について合理的な根拠もなく抹消してしまう、なかったものにしておくのは憲法の理念と相いれない。しかし他方、権利の上に眠る者を保護しないという民事法上の原則もある。これらのことを法律論の根底に置いて、これから議論を進めていくのが相当ではないかと思われます。

取得原因の話は別にして、次に道路内民有地が現実に関与している諸問題、道路内民有地が現実に関与しているのか。その実態について、調査していらっしゃる曾根先生にご紹

介いただきたいと思います。

曾根 道路内民有地には事案により様々な形態がありますが、大きく分けると次の通りです。

まず図1をご覧ください。これは買収時の道路拡幅におけるケースです。道路内に乙名義の土地が残存しています。甲からすると道路に面した部分には乙民有登記名義の土地が接していることとなります。発生原因として ①実体上買収済みだが登記未済である場合。②相続等の問題で登記出来なかった場合 ③そもそも買収に応じなかった等が考えられますが、何れにせよ古いものが多く、発生事由がはっきりしないのが特長です。

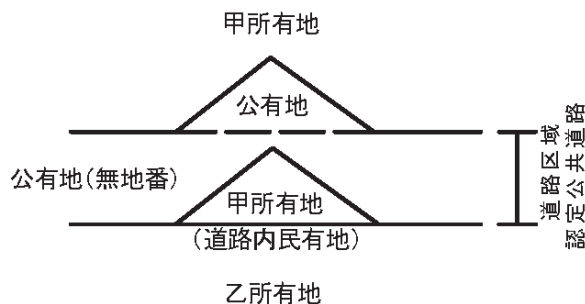
次に図2をご覧ください。これは屈曲した道路を直線に付替えたのに登記をしなかった場合です。乙地の前面は、外形上は道路ですが、登記上は甲民有名義の土地が残存していて、この土地に接している状態です。何れの場合も登記上は公共道路と接していないため申請適格に欠き、道路との境界確定は出来ません。道路境界が確定することが出来ないということは所有権の及ぶ範囲が定まらないことに繋がり、不動産の財産的価値が著しく低減する可能性が

拡幅の場合



図1

付替えの場合



※ 屈曲線を直線に付替えたが未登記

図2

あります。道路境界との確定ができない場合、道路管理区域の証明という形は出せる場合もありますが、これはあくまでも道路管理区域の証明すなわち公物管理界の証明なのであって、所有権界なり筆界の証明ではありません。

岡田 あと、登記の実務だけに限って言えば、愛媛県の法務局では、昭和63年5月に首席登記官から依命通知が出されるまでは、道路管理者に境界を見てもらったので良いよということだったという記憶があります。

少し詳しく報告いたしますと、法定外公共物の境界確認は「機能管理者」である土地改良区等の団体が実施したり、道路法の適用のある道路においては、底地が誰の所有であろうと「機能管理者」たる市役所の道路担当課にて境界の確認と証明書を発行し、その境界確認書を添付のうえ地積更正登記等をおこなっていました。この取扱が「機能管理者」の確認ではなく「財産管理者」にて確認をおこなうようになり、例えば、法定外公共物である里道・水路の境界立会は、建設省所管国有財産部局長である県知事(当時)とすることと明記され実施されたのが、愛媛県の場合は昭和63年からということです。

寶金 要するに愛媛県内では、昭和63年までは「機能管理者」すなわち公物管理を行う者が、境界の証明を出していたということですね。その場合、財産管理の権限を有しない者による境界協議であり、証明ですから、所有権界についての証明ではなく、公物管理界についての証明にすぎないことになります(寶金「境界の理論と実務」23頁・342頁)。

曾根 法定外国有財産一括譲与手続きにより、近年では道路管理者が財産管理者と機能管理者の立場を兼ねる場合も多いのですが、境界確定は財産管理者としての所有権界の確認であり、機能管理者としての道路管理区域界とは法的に異なるという認識は浸透して来ているようです。

寶金 道路管理区域界とは、私の言っている公物管理界ですね。

曾根 公物管理界のことです。その証明は出ても、それは筆界ないし所有権界という財産管理界の確定ではありませんので、土地の評価上、道路境界の証明にはならない、確定の証明にはならないということです。通常、不動産取引で必要となるのは、境界の確認書であったり、確定図面や図書であったり、そういったものなので、それだと不備だ。そういった問題があるということです。

寶金 こういった道路内民有地については、あちこ

ちでそういう問題が発生しているのでしょうか。

曾根 発生しています。現に、境界を確定できないという土地が多々あります。

寶金 道路管理者が道路の拡幅をしたいのだけれど、隣接者間で土地の境界に争いがあり、収用しようとする土地の地番が確定せず、不明というケースは多いようですね。道路内民有地についてもそれに該当するケースがあるんでしょうね。そのように境界争いがあった場合は、任意買収により用地を取得することができませんので、用地を取得するためには、土地収用手続による外はない。実務では、これを「不明裁決」と呼んでいて、事例も少なくないようです。

道路拡幅の際に道路内民有地の問題が浮上する場合、起業者との境界の争いを生じる例も少なくない。その場合、起業者は収用をかけて補償金額を供託すれば済むわけで、不明裁決によって、問題は解決します(土地収用法48条1項・4・5項、49条2項・1項、95条4項、97条、99条)。これに対し、道路内民有地の側は大変です。土地収用委員会は、裁判機関のような、争いのある土地の所有関係を確定する権限はありません。そのため、道路内民有地の側は、訴訟手続きによって所有権の確定と供託金の払戻請求権の帰属を確認した上で払戻請求をするという困難な手続きを経なければならないことになり、苦しい戦いを強いられることになります。

曾根 今言いましたように、民間上の取引上、いろいろな支障がある。一方、道路管理上は問題にしないという管理者が往々にしてあります。

寶金 問題がわかっている、どうして問題にしないのですか。

曾根 実態上、いま現に問題となっていないからです。

寶金 先ほどのような改めて道路を拡幅する必要があるというケースでない以上、支障がないから、ということでしょうか。

曾根 現に、道路として使っている分には支障がないと考えるけれど、そうは言っても、一つには買取請求等があった時に対応に苦慮する。買ってくれと言われて、裁判になったりするということです。道路管理者が、いざ、やりましようと言った時でも、拡幅とか何か行動を起こそうとした時に、そのまま残っていると何の何々左衛門とか古い登記名義のまま残っていて連絡が取れなかったり、あとは数次相続が発生していて所有者の特定ができないというようなことがある。あと、そこに民有地が残っているので、実際には道路の土地になっているけれど、お

れの土地はここまであるのだと主張して、そこに障害物を置いたり何かして道路管理者との間でトラブルになったり、あとは相隣関係でトラブルになったりすることがある。こういうトラブルがないと道路管理者はあまり問題としないで、そのままなかったことにしようとする傾向が往々にしてある。

4. 道路内民有地の法律問題

一(2)国土調査における道路内民有地の取扱い

寶金 話が少しずれるかもしれませんが、今おっしゃったようなさまざまな問題を抱えている道路について、先ほどお話しした道路管理区域をもって国土調査の際、地籍図上に真っすぐ線を入れてしまい、その道路管理区域の中にある民有地はすべて地籍図上消してしまい、それについてあとはプラス表示すらしないという実務があると聞いていますが、それはそうですか。

岡田 先生も書いていただいています(寶金「境界の理論と実務」294頁)、現地確認不能地という処理がされている。これが私どもの目にする土地です。

寶金 それをすることにより、今おっしゃった問題は全部解消しているのですか。

曾根 解消は何もしてないです。問題なのは、地図を操作しているわけですが、地図を操作しても不動産登記法上の表題部と権利部は全く手をつけない。公図だけをいじくる、それが問題です。

寶金 公図はというか、14条地図になってしまうので、国民は公図を目にしなくなるわけですね。14条地図を見た国民は自分名義の土地が道路内にあることがわからない仕組みになっていて、そうやっていけば国民の目をくらましていることになるのでしょうか。それは有効・適切に機能しているのですか。

曾根 逆に、先生にお伺いします。変な言い方ですが、私が国の立場で、権利はいじっていません、権利の侵害はしていません。公図、いま地図ですが、地図はいじりましたが、それは権利には一切触れていない。しかし、これは権利の侵害ですよね。

寶金 侵害とまで言えませんが、仮に旧公図上も登記簿上も存在しているはずの土地が、地籍図上あるいは法14条地図上は、いわゆるプラス表記すらなく、完全に消え失せてしまっているということであれば、国民から見るとまるで詐欺に遭ったような気分になるかもしれません。

寶金 本来は公図上、登記情報として、その辺に自分の土地があるはずだということがうかがえていた。しかも、その地番は現に登記簿上に残っている

わけです。登記簿上は残っていて、しかもその登記に対応する、地図情報上その辺にあるのだと思われていたものが、地籍図さらには法14条地図上なくなってしまう。

曾根 そこで伺いたいのですが、地図は登記情報ですか。

寶金 土地台帳と登記簿の一元化を引き合いに出すまでもなく、地図と登記簿は一体として登記情報を形成していると言えます。

曾根 登記というと、不動産登記法12条の中で特定されているのが表題部と権利部。そして、14条に地図。登記は12条ですが、14条はインデックスというか、そういった位置づけで登記とは明確に分けているので。

寶金 しかし、まさに一体として登記情報を形成し機能することが予定されている。そのことは一元化の立法趣旨に照らし、疑いありません。

曾根 認識としては一体ですね。それがないと権利にたどり着けないので。

寶金 それがもし別のものであり、全く関係ないとすると、何のための不動産登記情報なのか。根底が全く崩れてしまいます。法律的には条文の位置こそ異なれ、登記情報と一体としての地図情報です。そこは疑いがないです。一元化前には、登記簿は砂上の楼閣と揶揄されていた。現地がどこにあるのか分からない地番・地積は、不動産情報として法的に成り立ち得ません。また、一体性がないのだったら、そもそも法務局が地図情報をそんなものを扱う理由がない。法14条地図は国土地理院にお渡ししなさいという話になってしまいます。

曾根 しかも、道路内民有地に関する地図情報をこのように勝手に消してしまうのは権利の、財産権の侵害ではないでしょうか。

寶金 侵害というか、少なくとも事実上、財産権が極めて危うい状態に置かれてしまうことになりかねない。

曾根 私は著しい権利の侵害だと思いますが、はっきりと権利の侵害だと言えない物かと。登記簿を抹消して消してしまったら、それは完全に権利の侵害が明らかですが、地図として筆界としての位置情報をいじられてしまった場合はどうなのでしょう。位置情報は申請主義ではないですよね。

寶金 違います。

曾根 これをいじるのは、あなたの財産をいじっているのではなく、こちらのインデックスをいじっているだけだと言われると、そこを市民としては争え

るのでしょうか。

寶金 法的に道路内民有地を抹消してしまうことではないので、好ましいことではないという言い方しかできない。「あなたの土地の地番・地積は存在します。しかし、現地のどこにあるのか分からないので、地図には書けず、不動産情報としては不完全にしか公示できません。」という情報提供はあり得ることです。ただし、その場合は、プラス表記しておく必要がある、そうでなければ、登記簿と地図の一体的運用は望めなくなると考えられます。

先ほど申したとおり、地籍図等の作成担当者が何とかして民有登記名義を地図情報上、抹消したいという心理の裏には、「権利の上に眠るものは保護に値しない」という時効制度の要請を受けているという要素がある。それはそれで真っ当な議論といえます。ましてや、古い登記という権利の外形、というか形骸が残っていることを奇禍として、これをネタにその権利を譲り受けたと称する者が、賠償金をセビリ取ろうとするケースを想定するのであれば、そのような者をシャットアウトする議論も真剣に考える必要があらうかと思います。もしかすると、道路内民有地については調査しない、その帰結として、地籍図上いっさい表記しない、という取扱いには、そのような政策的基礎があるのかも知れません。

しかし、道路内民有地が道路内のどこにあるかわからないので地図上から消しましたと言うのであれば、プラス表示ぐらいしておかないと、地図情報本来の機能を放棄してしまうことになるという懸念は残ります。プラス表記すらしないというのは、しばしば耳にするとおり、地籍調査の成果を誇示するため＝筆界未定率を下げるための意図的な情報操作ではないのか、つまり、地籍調査担当者の見えのために正確な不動産情報の公示を怠っているのではない

かという疑念をぬぐえないことになるのではないのでしょうか。

法務省が作成している法14条地図についても、道路内民有地についてはいっさい情報を記入しないという取扱いなのですか。

岡田 松山地方法務局管内では、平成17年の松山市道後地区から継続して法第14条地図の作成を地元地方法務局と県公嘱協会が実施しています。担当者に伺ったところ、法務局の14条地図作成作業においても平成21年度頃までは、道路内の有地番地のうち官有地については成果地図上「道」と一括表示し、登記記録には「現地確認不能」と記載され、民有地については成果地図上も「地番」が表示され、登記記録においてもその成果(地目、地積等)が表示されていたそうです。しかし、道路内の有地番地について地図上の表示がないと、以前は問題になりにくかったのですが、市民の権利意識の高揚もともない、また、行政にとっても分かりづらいとの意見があり、地元地方法務局と市役所も協議のうえ近年は「現地確認不能」処理は原則として実施していないそうです。つまり、官民の所有を問わず道路内に法定外公物以外の土地が存在する場合は、原則として14条地図上に表記している状態です。(図3)

ところが、同じ松山市内や周辺市町で土地家屋調査士も関与して、具体的には同じく県公嘱協会がE行程を中心に受託し、地籍調査事業も実施されています。今年で10年目位の歴史があるのですが、残念なことにこちらの事業では、現在も地図上は「道」、登記記録では「現地確認不能」の処理が主流のようです。(図4)最終的には14条地図として同様に登記所に備え付けられるのは周知の事実なのに、おかしい事です。土地家屋調査士担当者レベルでは、成果作成途中で道路内に画地形成して協議もするらしいのですが、最終的には「現地確認不能」となるというのが現実のようです。法務局における法第14条地図作成作業の理念とプロセスが伝えきれていないし、官地も含めて位置情報を消してしまうことは大きな問題をはらんでいると思います。法務局備付地図と登記簿は、一体として「登記情報」「位置情報」を形成する事を次世代に正確に伝える観点からもプラス表記の必要性も含めて私たちは、提唱すべきではないのでしょうか。

曾根 実務上、勝手にやっちゃっているだけで、基本的に勝手に消すことは法的にできないと思います。





图 3

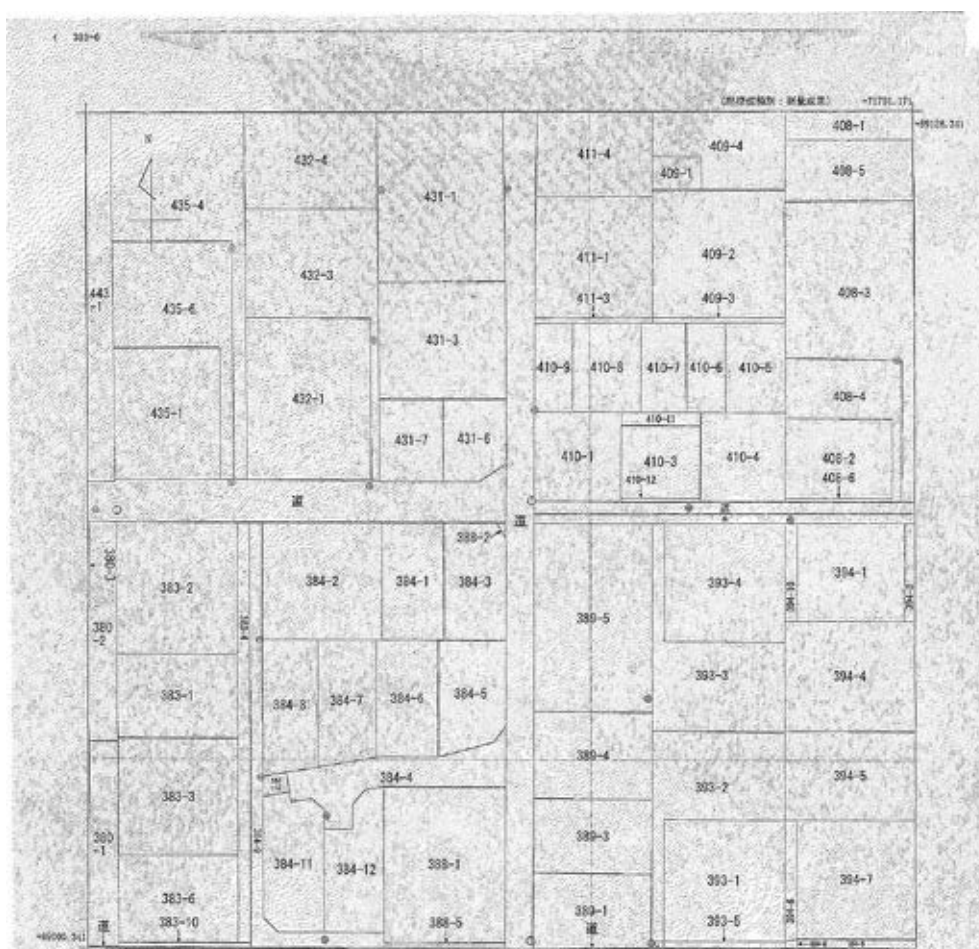


图4

全国土地家屋調査士政治連盟

第15回定時大会を開催

平成27年3月17日、東京都千代田区平河町の都市センターホテルにおいて、全国土地家屋調査士政治連盟第15回定時大会が開催された。

大会には、役員20名、調政連会長41名、代議員12名が出席し、来賓として日本土地家屋調査士会連合会・林千年会長、同菅原唯夫副会長、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会・倉富雄志会長、同小山進吾副会長及び全調政連・竹内八十二顧問をお迎えし盛大に開催された。

始めに、横山会長が挨拶に立ち、空家対策特措法における土地家屋調査士の活用について全調政連は、連合会及び各党議員連盟と連携し情報収集に努め、各調政連は、単位会と連携し事業主体たる自治体への積極的な活動を展開してほしい旨を述べた。

また、課題となっている入札業種区分の問題、最低制限価格制導入の問題、土地家屋調査士の報酬日額の問題、法改正への取組み等については、連合会と連携し、一步一步着実に前進させる旨の決意を述べた。

続いて、林連合会会長の来賓挨拶があり、歴史も浅く、少ない予算の中で他士業と遜色ない活動を展開する政治連盟に対し感謝の意が表明され、今後、土地家屋調査士制度の発展に必要な法整備等は、政治連盟としっかり連携しこれを実現してゆく旨の力強いメッセージが発せられた。また、来るべき単位会の総会においては連合会として政治連盟の重要性をしっかりと会員に伝えてゆく意向も示された。

倉富全公連会長は、我が国における地図整備の重要性を説き、その円滑な実施には連合会、全調政連、全

公連の連携が不可欠であり、土地家屋調査士制度の新たなステージに向けた三者の密接な連携につき全公連がその先頭に立つ旨の決意を述べられた。

次に宮崎調政連・蓑原会長が議長に選出され、始めに平成26年度活動報告を幹事長及び担当副会長が行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ異議なく了承された。

続いて議事に入り、第1号議案「平成26年度収入支出決算承認の件」が上程され、福本会計責任者が提案理由の説明を行い、森本監事が監査報告を行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ原案のとおり承認された。

第2号議案「平成27年度運動方針(案)」及び第3号議案「平成27年度収入支出予算(案)」は一括上程され、小沢幹事長が提案理由の説明を行った。

質疑応答の後、議場に諮ったところ原案のとおり承認された。

第4号議案「役員選任の件」は小沢幹事長が提案理由の説明を行い、役員選任規則に基づく事務については森田役員選任管理委員長が説明を行った。

始めに、会長、副会長、副幹事長、会計責任者、会計責任者職務代行者、監事、予備監事が議場において選任され、次に会長指名による幹事長1名及び副幹事長2名が議場において選任された。

選任された役員は後記のとおりである。

議事全般を通じ、政治連盟の組織強化、土地家屋調査士法改正の問題、連合会との連携強化、法14条地図作成作業、空家対策特措法、用地測量と土地家屋調査士法第3条業務との関係等について議場から質問と要望があった。

執行部は、これらを真摯に受け止め今後の活動に反映させなければならない。

定刻どおり大会が終了し、午後6時から第15回定時大会懇親会が開催された。



倉富全公連会長



横山会長



林連合会会長

同懇親会には、大会構成員のほか土地家屋調査士制度の推進を図る自民党、公明党、民主党の各党議員連盟所属の国会議員81名が出席され、代理出席を加えると145名のご臨席を賜り、盛大に開催された。

始めに、全調政連・横山会長が今年の意気込みを力強く語り、続いて、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟・高村正彦会長、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会・漆原良夫会長、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟・小川敏夫会長が挨拶に立った。

その後も、大臣、副大臣、各党役員等の要職を務める多くの国会議員の方々から調査士制度の推進を支援するスピーチがあり、出席した土地家屋調査士と国会議員との懇親は大いに深まり、午後8時閉会となった。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
幹事長 椎名 勤



高村自民党議連会長



漆原公明党懇話会会長



塩崎厚生労働大臣
(自民党議連幹事長)



小川民主党議連会長

新役員名簿

	氏 名	所属調政連	所属ブロック
会 長	横 山 一 夫	神奈川	関 東
副 会 長	八 瀬 涉 一	大 分	中国・九州・四国
	山 本 憲 一	東 京	関 東
	加 古 幸 平	滋 賀	近 畿
	森 廣 幸	岐 阜	中 部
	阿 部 重 雄	札 幌	東北・北海道
幹 事 長	椎 名 勤	千 葉	関 東
副 幹 事 長	馬 場 大二郎	千 葉	関 東
	神 寶 敏 夫	大 阪	近 畿
	高 野 國 範	富 山	中 部
	永 美 一 雄	鳥 取	中 国
	野 田 清	長 崎	九 州
	池 川 晋一郎	愛 媛	四 国
	阿 部 次 雄	福 島	東 北
	大 場 英 彦	札 幌	北 海 道
	佐々木 健	神奈川	関 東
	高 山 吉 正	岡 山	中国・九州・四国
会 計 責 任 者	福 本 正 幸	神奈川	関 東
会計責任者職務代行者	小 栗 敏 昭	栃 木	関 東
監 事	浦 川 久加壽	三 重	中 部
	南 木 哲 雄	函 館	北 海 道
予 備 監 事	小 室 孝 義	茨 城	関 東

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

南海地震がどこまで分かっているのか

～未曾有の災害に向き合うために～ 第1回(全2回)

海洋研究開発機構 木下 正高

30年以内に発生する確率が70%とされる、南海トラフ巨大地震・津波。その切迫度をどこまで評価することができるか、「ちきゅう」掘削・海底観測を通じて、国内外の地球科学者の挑戦が続いている。

はじめに ～なぜ研究するのか～

「最近、地震や火山噴火活動が活発だ」などと言われる。ネパールの地震、西ノ島、御嶽山、さらに遠方では2004年来のスマトラ地震・火山、チリ地震、トルコ地震、ニュージーランド地震、2010年ハイチ地震、そして2011年の東北地方太平洋沖地震と、ここ10年くらいは確かに地震や噴火が多いように見える。

日本周辺では昔から地震や火山は常に活動しているのだが、例えば最近100万年(地球の歴史からすればごく最近である)の活動履歴に比べて頻度が増えているのかどうか、よくわかっていない。3.11東北地震のようなM9クラスの地震の発生周期は数100年から1000年程度だが、そのような天変地異は地質史上いくらかでも起こっているだろう。

我々地球科学者はなぜ地震や津波の研究をするのか。地震発生のメカニズム解明など、「真理の探究」といった純粋な動機だろうか。私は、数千年の歴史を持つ人類が今後も途絶えることなく生存するため、つまり「人間視線」で研究しているのだと思っている。例えば、3.11東北地震の前の10年に比べて、地震後の10年間の、日本付近での地震や火山活動の頻度が増えるのか、それはどのような仕組みが考えられるのか、に答えることが目標だと思う。無論そのためには、圧倒的な好奇心とか、地質年代スケールでの思考など、純粋科学的アプローチが必要であることは、言うまでもない。

1707年、史上最大級とされる宝永地震が起こった49日後に、富士山が噴火した。1944年東南海地震の2年後に、その西側(高知県沖)で南海地震が発生した。そしてその後活動はぱったり途絶えている。それはつまり、富士山にせよ高知県沖の地下にせよ、隣で地震が起きる前には、隣と同様にすでに活動の準備

が整っていたということである。そんなに都合よく、同時に地震や火山のエネルギーが充填されるものだろうか。あるいは富士山の噴火エネルギーが充填されるまでには、巨大地震数回分の時間を要するのか…。巨大地震に連動した、このような変動すら満足に予測できないのでは、最初の巨大地震(周期100-200年)の予測など、全くおぼつかないのではないか。

そもそも、エネルギー充填状況など、気象庁とか大学とか海洋研究開発機構(JAMSTEC)の海底観測システムで、刻一刻モニターされているはずではないのか…。否、実際にはエネルギー充填状況、あるいは地震や津波の「切迫度」を示す信号があまりに微弱であるために、現在の観測網では、「未だ道遠し」かどうかすら分からない状況だと思う。

その突破口として、掘削による震源断層への到達とサンプルリターン、現場モニタリングによる地震切迫度が評価できる可能性が、JAMSTECの掘削船「ちきゅう」の登場により見えてきた。

地震の起きる仕組み

地震とは、地下の断層(震源)がずれて地面が震動する現象である。震源では、地中の断層面に働く歪(ひずみ)が、その場所の強度を超えた場合に、断層が「一気に」破壊してずれを生じ、地震波が発生する。地震の「切迫度」評価のためには、これら歪と強度の大きさとその時間変化をきちんと知る必要がある。強度については、巨大地震というくらいなのだから、地震断層は普段は強力に接着されている(固着している)のだろう。そして時間とともにプレート沈み込みに伴う歪が蓄積して強度を超え、ついに破壊が始まる。

それだけでは十分でない。破壊が開始したからといって、それが4mとか50mとか、大きな断層

面のずれに成長し、かつ、そのずれがさしわたし100 kmに及ぶ断層面全域に及ばないことには、マグニチュード8級の巨大地震にならない。現在では、このような性質こそが地震断層固着域の性質であると考えられている。つまり、地震前の滑りが生じていない時点での強度(静的摩擦係数)はある程度大きい、一旦地震(秒速1 m程度の高速せん断滑り)破壊が開始すると、今度は強度(動的摩擦係数)が十分に小さくなることである。

したがって、地震の起きる仕組みを知るためには、その岩石の強度とそこに働いている歪を知ることが必要であるが、それ以外に、摩擦係数を地震破壊という高速滑り条件で計測することが必要になる。

図1を見ると、プレート境界といっても1本ではなく、海底に近づくと何本にも枝分かれしていることが分かる。断層固着域は、図中の太線で描いた部分である。一方、断層自体は固着域から枝分かれしつつも、海底まで連続しているようである。固着域(太線)よりも海側(右側)の断層部分は、「固着」していない、ということになるが、それはどういうことだろうか。最も単純には、そもそも断層を構成する岩石が弱く、大きな歪を蓄積することができない、ということであろう。加えて、「滑りが成長しない」、つまりその地点に断層すべりが伝わってきたとしても、そこでは(摩擦係数が大きくなってしまい)滑りが減衰してしまう、という性質があるはずである。

図2は、海溝型巨大地震の起こり方を模式的に示したものである。(a)の状態からプレートが沈み込みを開始したとして、固着域(○で挟まれた部分)が「固着」しているために、プレートが(年間4 cmなどの速さで)沈み込みに伴って、断層上盤側の大陸プレートも一緒に左側に移動する(b)。当然上盤は圧縮され、断層面上にはそれに抵抗するようなせん断歪が働く。このせん断歪が限界を超えた時に断層が破壊、つまり地震が起きる(c)。

その時に、固着域よりも海側(右側)は、滑りが成長しない領域であるから、固着域で発生した滑りを止めてしまい、地震前と変わらないことになる。2006年の論文で、

WangとHuは、その時に解放しそこなった歪は、地震の「後」に、ゆっくりと時間をかけて解放されると考えた。

3.11 東北地震で起こったこと

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震のわずか1～2日後には、東北地震がどこで始まり、どう伝搬したかが計算された。東京大学の井出らによると、仙台沖(震源)で始まった地震破壊は、まず陸側に伝搬して40秒後に

海岸線に到達した(注：地震波自体はもっと速く伝わる。ここでは、断層面上の破壊の先端部が、断層面内を伝わっていくことを指す)。ところがその後、震源域から逆に海側に破壊が伝搬を始め、1分後には海溝軸までが破壊されたのである(図3)。

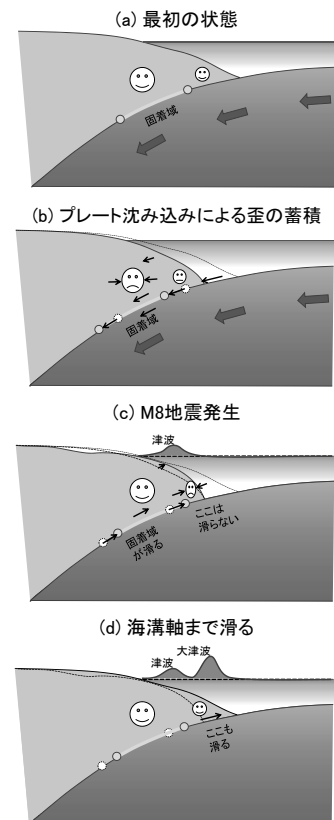


図2 海溝型巨大地震発生の仕組み(a～c)、および3.11東北地震で起きたこと(d)。

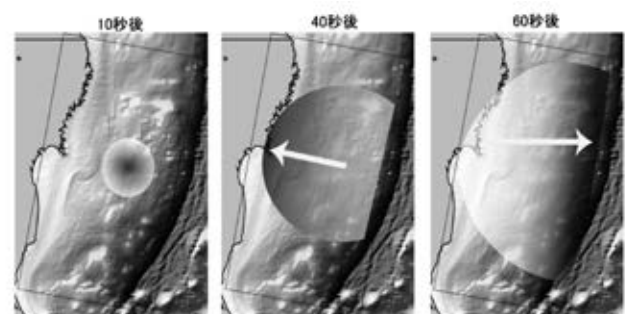


図3 3.11東北地震の破壊進行の様子(Ide他、2011より)。黒色の部分が地震滑りを起こしている領域。

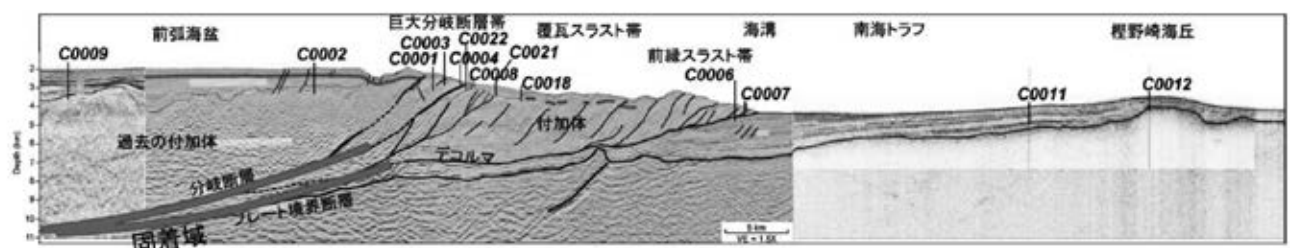


図1 南海トラフ地震発生帯掘削地点の地質構造断面図。

この海域では、東北大学や海上保安庁・JAMSTECらが普段から重点的に海底観測を行っていた。その中には、海底地震計だけでなく、海底の水平・垂直変動を捉える最新鋭の機器も設置されていた。それらの機器が、この地震の前後で異常な海底変動を捉えていた。上記の井出の結果から分かった、1分後の破壊を起こした地点が、地震後に50 mも東(海側)に移動していたのである。その他にも続々と、プレート境界断層が海溝軸まで大きく破壊したことを支持するデータ・論文が出版された。

海岸を襲った津波のデータからも、海溝軸付近で大規模滑りが発生したことを支持する結果が得られた。それによると、観測された津波を説明するためには、海溝軸付近で最も大きな海底の隆起が必要で、そのために必要な断層滑り量が50 m程度と推定されたのである。

地震学・測地学、そして津波解析の結果がこれほど見事に一致したことから、「3.11東北地震では、仙台沖のプレート境界が、最初は固着域の破壊から始まったものの、それが浅い部分でも減衰せずに海溝軸まで一気に破壊してしまった、そしてあの巨大な津波を起こした」、と研究者の大半が認めた。

新たな地震破壊モデル

図2の(d)をご覧ください。3.11東北地震では、固着域で発生した地震破壊が、それより右側(浅い側)で止まらずに海溝軸まで突き抜けた、ということである。浅い側では滑りが成長しないと考えられていたのに、である。

これまでの地震発生モデルが崩壊したのだろうか。科学では、提案されたモデルが観測事実と異なることが分かった時には、モデルを作り直すのが基本であることは、言うまでもない。しかし、東北の断層物質が「滑りが成長しない」ことは、実は誰も観測で実証していなかった。

では実測しましょう、ということになった。JAMSTECの地球深部探査船「ちきゅう」が、地震から1年後の2012年、国内外の研究者を乗せて、50 m滑りを生じた断層を目指した(JFASTプロジェクト)。水深7,000 mの日本海溝付近の海底から、さらに900 m程度掘削し、プレート境界断層からのサンプルリターンを果たした。

早速、筑波大学の氏家、JAMSTEC高知コア研究所の廣瀬らが、断層物質の滑り挙動を実験した。滑りが成長するとは、一旦滑り始めると、摩擦係数

が低下してますます滑りを助長する、ということであるから、実際に地震滑りと同じ速度(1 m/s)で断層物質を変位させて摩擦の変化を計測すればよい。その結果、このような高速破壊条件下では、摩擦係数が極めて小さく(0.1程度)、「滑りが成長しうる」ことが示された。

JFAST掘削では、さらに直接的な計測も行われた。一つはJAMSTEC高知コア研究所の林らによる孔内応力場計測で、断層よりも上の地層にかかる力が地震の後に減少した。つまり断層先端部が大きく滑ることで、その上盤に蓄積された歪が解放されたことが示された。もうひとつは、掘削孔内に設置された長さ820 m、55個の温度センサー群で、プレート境界断層付近の温度変化を観測することに成功した。回収された温度計には、820 m付近で温度が周囲よりも0.3℃高い温度異常が記録されていた(テキサス大のFultonら)。これは、海底下820 mの断層が3.11地震時に高速で50 mの滑りを起こし、摩擦発熱したためと考えれば説明できる。ただその地点の滑りが50 mと大きい割には温度上昇が少ないが、断層の摩擦係数が0.08と非常に小さいと仮定すれば説明できる。氏家らによる摩擦実験から得られた摩擦係数と見事に一致している。これらの結果は、海溝に達する大きな滑りが、実に薄く、弱い断層帯で発生したことを示唆する。

それにしても、地震の前にその切迫度を知ることにはできるのか。地震の前に断層にかかる力の増加の様子は、極めて小さく、かつゆっくりとしたものであるに違いない。また前述の井出によれば、海洋潮汐による断層面での圧力変動(せいぜい数十kPaという小さいものである)が巨大地震の「最後のひと押し」の役割を果たす可能性があるという。海底や陸上での観測では、日々起こっている様々な変動の中から、地下深いところで起こりつつある、はるかに小さな「兆候」=切迫度を検出することは、断層その場観測でなければ到底できそうもない。そこで我々は、「掘削して、地震断層のその場で観測することが必須だ」と提案している。

2003年に国内外の研究者により掘削提案書を作成した。その後「ちきゅう」が竣工し、いよいよ掘削しましょう、ということになった。場所は、今後30年以内にM8クラスの巨大地震の発生する確率が70%にも及ぶ、南海トラフ。その結果がどうなったのか、次号で紹介する。

平成27年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。

旭日小綬章

大星 正嗣（石川県土地家屋調査士会）

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
石川会理事、同副会長、同会長、日調連常任理事、同副
会長を歴任
平成20年法務大臣表彰等、現在石川会顧問、日調連相談役、
70歳

旭日双光章

星 貞行（宮城県土地家屋調査士会）

昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴44年
宮城会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成18年法務大臣表彰等、現在宮城会名誉会長、70歳

黄綬褒章

青柳 憲一（静岡県土地家屋調査士会）

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
静岡会常任理事、同副会長を歴任
平成15年法務大臣表彰等、67歳

黄綬褒章

椎名 勤（千葉県土地家屋調査士会）

昭和53年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
千葉会常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成23年法務大臣表彰等、現在千葉会名誉会長、日調連
監事、66歳

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士及び
同制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます

黄綬褒章

高橋 利春（新潟県土地家屋調査士会）

昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
新潟会理事、同副会長、日調連理事を歴任
平成18年法務大臣表彰等、68歳

黄綬褒章

仲村 文宏（沖縄県土地家屋調査士会）

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴35年
沖縄会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成26年法務大臣表彰等、63歳

黄綬褒章

横山 慶子（大阪土地家屋調査士会）

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
大阪会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成25年法務大臣表彰等、現在大阪会顧問、57歳

黄綬褒章

渡邊 茂（愛知県土地家屋調査士会）

昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
愛知会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成17年法務大臣表彰等、63歳

※受章者の年令・歴に関しましては、
平成27年4月29日発令日の年令・歴
です。

会報 700 号を迎えて②

土地家屋調査士が育む「地籍問題研究会」の創設

元広報部長 大星 正嗣

はじめに

2005年(平成17年)中部ブロックの推薦を受けて連合会の理事となり、広報部長を拝命しました。前広報部との引き継ぎでは、会報の継続性や紙面づくりの注意点など事細かく報告を受け、そこから我々広報部のスタートとなりました。私が最初に取り組んだのは、全国から選ばれた広報員の活躍の幅をもっと拡大することで、常に理事と情報を共有し、取材だけではなく、ウェブ会議等で会報の紙面作りにも参加してもらい意見を求めるようにしたことです。そのことで一つの記事でも多様な意見を集約でき、内容が充実することが多くなり、少なくとも誤った発信は無かったと自負しています。

広報部の活動

広報部は、会報編集には細心の注意を払い、その時々々の社会背景を切り取って発信してきましたが、一方でシンポジウム等広報部主催の大きなイベントもこなしてきました。広報部の活動には、単年度とするもの、任期の2年間で成果を出していくもの、そして歴代の広報部が引き継ぎ、長期のスパンで目指すものがありました。折しも私が広報部長で国際地籍シンポジウム京都大会の実行委員長として、当時の松岡会長の悲願でもあった日本における「地籍学会」の創設に関わることになり、歴代広報部で温めてきた構想を一気に具体化する機会に恵まれた結果、名称は変わりましたが、今日の「地籍問題研究会」につながっています。広報部でもこのような機会は稀有な事であり、会報700号迎えるにあたり、その経緯を掲載して、今後の広報の在り方を考える一助としていただければ幸いです。

地籍に関する国際会議

1998年、韓国大韓地籍公社の金博士の提唱により、日本・韓国・台湾を軸にして国際地籍学会が創設されました。韓国・台湾の地籍制度は、元々日本の土地制度が持ち込まれ、定着、進化の過程を経て現在に至っており、地籍研究における共通点は多くあります。国際地籍学会は、第1回国際地籍シンポジウムを台湾で開催し、第2回は2000年に土地家屋調査士制度制定50周年の記念大会として日本開催となり、東京カンファレンスホールで日本・韓国・台湾に加えて中国も参加して開催されました。会場には、全国単位会の会長、役員が参加し、私も石川会の会長として出席していました。当時は土地家屋調査士が「地籍」をテーマに国際的なシンポジウムを開催できたことは画期的な出来事であり、法務省をはじめ国土交通省、国土地理院などの関係官公省や日調連学術顧問の学者、研究者に、土地家屋調査士は「地籍」に関する専門資格者として大きなインパクトを与えたことは言うまでもありません。

第5回国際地籍シンポジウム京都大会

その後2年おきに韓国・台湾でシンポジウムを開催し、2006年、私が広報部長で実行委員長として参画した日本開催の第5回国際地籍シンポジウム京都大会は全国の土地家屋調査士が総力を挙げて取り組み、韓国・台湾から総勢50人を超える学者、研究者その他関係者が集い、更に最高裁判所・法務省・国土交通省・国土地理院・その他多くの関係機関や団体の協力を得て、国立京都国際会館の大ホールを埋め尽くす聴衆の前で寺田逸郎当時民事局長(現・最高裁判所長官)の基調スピーチを皮切りに、2日間にわたり盛大に開催されました。

不動産登記法の全面改定

当時は土地家屋調査士を取り巻く環境が激動している時期で不動産登記法の大改正に始まり、関連する法令が相次ぎ改正されました。オンライン登記申請、筆界特定制度、土地の境界紛争に係る民間紛争解決手続(ADR)等の新たな制度が創設されるなど、土地家屋調査士が果たすべき役割が、より重く多岐にわたり専門家としてその重要性を社会にアピールする必要がありました。その当時、日本の社会背景として土地家屋調査士関連では、国家や自治体の国土に関する基礎資料となる地図の不備が指摘され、現在、地籍調査事業等で地図が整備された地域は国全体で50パーセントにも満たない進捗率であり、未整備の地区は、未だに明治期に作成された地図を利用している状況がありました。このような状況の中で、土地の境界をめぐる紛争が多くあり、不動産の流動化が阻害され、税の公平性の問題も含めて、市民生活に影響を及ぼしている現状を改善すべく、大幅な法律改正が行われたのであります。

京都地籍宣言

この第5回国際地籍シンポジウム京都大会は、学者、研究者が日本の地籍制度の現状を国際比較し、日本の制度を再検証することで、次の新しい時代に備えるものであり、土地家屋調査士が、地籍の専門家として、今後、より一層社会に貢献するため、大会終盤に「京都地籍宣言」を行いました。その宣言の一つに「地籍について学術的、学際的研究のための組織の構築と地籍に携わる者の体系的教育システムの構築について提言と実現に向けて努力する」ということを掲げて「日本の地籍学会」創設に向けて韓国・台湾の地籍学会の規約等を参考にしながら検討を重ねました。

地籍問題研究会の創設

4年後の2010年に土地家屋調査士制度制定60周年記念の大会が東京日比谷公会堂で開催され、多くの学者、研究者、実務家、その他関係者の努力により、念願の「地籍問題研究会」が創設された。先に述べた日本開催の2000年第2回国際地籍シンポジウム東京大会では、韓国・台湾の参加者は、自国の地籍学会所属の学者、研究者が中心であり、日本は地籍を専門に扱う研究機関がなく、実務家のみが参加せざるを得なかった経緯から、日本の地籍学会創設の機運が芽生えました。

そして、当時の役員と日調連学術顧問の学者、研究者が検討を重ね、2006年第5回国際地籍シンポジウム京都大会で我々役員が引き継ぐ形で地籍学会創設を宣言しました。その後、具体的に規約を作成したり、設立発起人や幹事の人選を検討し、最終的には2010年土地家屋調査士制度制定60周年記念大会のシンポジウムで鎌田薫氏(現・早稲田大学総長)を代表幹事に選出して苦節10年の悲願であった「地籍問題研究会」を発足させました。

研究成果報告

2011年7月30日に第1回定例研究会を開催してから今年3月14日の定例研究会で研究成果の報告は12回を数え、その間、東日本大震災、国土資源、地租改正、国土調査、地理空間情報等々をテーマに会員報告を含めて地籍を多角的に捉え研究しています。今後、土地家屋調査士は、地籍の専門家として、この地籍問題研究会を通じ、日常業務は勿論のこと新しい方向性を研究する機関としても多いに活用してくれることを願って後輩に託したいと思います。

広島会

『広島山林を思うとき』

広島県土地家屋調査士会 三次支部 宮崎 宏子

チェーンソーを振り回す女性土地家屋調査士。全国でも、私は恐らく珍しい存在だと思います。

私の学生の時からの専門は「森林・林業」です。林業行政で働いた後、他県で木工や林業現場の修行をし、県内の森林組合に入りました。林業の現場でずっとバリバリと働こうと思っていたのですが、森林組合に入って、いきなり壁にぶち当たりました。それは、仕事をする範囲の境界確認と所有者の同意を取ること。

公図を見たことが無かったわけではなく、森林計画図も知っていました。(注：等高線の入った森林基本図をベースに、地番や計画区分を入れた「森林計画図」、及び、森林計画図にリンクする、地番も含む森林情報データベースである「森林簿」というものが、各県で作られており、境界を探すのにも参考になる場合が多い資料です。)

しかし、こんなに山林所有者が自分の山の境界を知らない、登記簿を見ても登記漏れなどがあり、所有者が分からないとは知りませんでした。

結局、体調を壊して森林組合を辞めた私ですが、そういうわけで、境界に対して怨念があり、土地家屋調査士資格を取りました。

開業後、収入には殆ど繋がりませんが、少しずつ

森林、林業、木工での活動を増やしてきました。

林業で一番大切なことは、「持続可能性」です。広島山は、特に戦後、はげ山が広がり、その後、その痩せた土地に赤松が生え、その松も松枯れ被害に遭って、という歴史があります。広島での林業行政経験者である私は、伐採量の管理が事実上されていない日本の森林に不安を感じます。

持続可能でリスクの少ない林業を追及すると、多種類の樹木で構成された森林を、自然に逆らわず、寧ろ自然の力を利用して管理する、という、林業先進地、ドイツを中心とした欧州で発達しつつある、近自然的林業が一つの形なのですが、今いる地域で私が目指しているのが、この近自然的林業です。

この林業は、日本ではまだまだ技術が発達しておらず、また、産業として成り立つには森林が充実するなどの様々な条件が必要ですが、林学を勉強した人間にとって、ロマンのある魅力的な方法なのです。尤も、森林の状態や地域事情によって林業の方法を変える柔軟性は必要です。

この目標のために、具体的には、友人から林地を借りて(境界を復元するのに土地家屋調査士技術が役立ちました)、調査をして、伐採可能量を計算し、森林の変化を見越して伐る木を選び、と、今まで頭で練ってきた方法での管理を始めました。これらデータは出来る限り積み上げていくつもりです。伐採、搬出も人に依頼するお金はありませんので自分でします。

その他、地域にある木工所を利用して、木工体験イベントなどを時々開いています。ここでは、杉や檜以外の木も大いに利用して、木でモノを作る楽しさを味わってもらっています。木には様々な種類があって、其々味わい深いものだというのを感じていただければいいと思っています。

管理している森から伐り出した木は、基本的にここで使うつもりでいます。

この木工体験イベント、いつも意外に好評で、木



管理を始めた森林

の持つ潜在的な魅力を再認識しています。

地域の森林資源がきちんと管理され、そこから産出される木材をはじめとする林産物や森林そのものを地域の人や地域外の人が触れ、利用し、それが採算ベースに乗る。そんな世の中になって欲しい、そう思っています。

あとは、そうですね、山林が14条地図の区域になっても、特別な測量技術無しで境界が復元できるというのですけど。



木工体験イベント

高知会 『土佐の「おきゃく」』

高知県土地家屋調査士会 広報部長 田邊 満夫

県外の飲み会に参加すると、高知(土佐)出身と言えば酒豪ですねと言われる。

確かに土佐人は酒好き(土佐では普通の量が県外では酒豪と言われる)も多く、飲み会(お客)やお酒に関するイベントも多い。中でも土佐の「おきゃく」と言う宴会(私は日本一の宴会と思っている)が年に一度開催されていますのでご紹介いたします。

土佐弁で宴会のことを「お客」と言います。もともとは、年中行事や冠婚葬祭のときに自宅へ親類や近所の人を招いて催す酒席のことを指し、「お客をする」「お客へ行く」というように使います。家でお客をすることは少なくなりましたが、料理を囲み、酒を酌み交わし、楽しいことうれしいことをみんなで分かち合うお客には、高知の食文化と土佐人気質が凝縮されており、お客文化として近年あらためて脚光を浴びています。

その契機となったのが、早春の高知市で開催されるイベント“土佐の「おきゃく」”です。高知の食と酒を楽しめるだけでなく、音楽や踊り、漫画、アート、スポーツなど多彩なジャンルの40あまりのイベントが、9日にわたる開催期間中に次々と催され、週末ともなると会場の商店街全体が宴会ムードに染まります。

なかでも「日本一の大大おきゃく」の光景は圧巻です。高知市中心商店街のアーケードと公園に畳席が設けられ、昼間から大勢の人がお客をしています。土佐人は意外にシャイなところがあり、普段はぶっきらぼうで愛想がないと受け取られることもありま



高知市の中心商店街が宴会ムード一色に染まる「日本一の大大おきゃく」



商店街アーケードに皿鉢がズラリと並ぶ「食の祭典 南国土佐皿鉢祭」

すが、お酒が入ると元来の開放的で大らかな気質がよみがえるのかもしれませんが。隣り合わせた席の見知らぬ人ともいつのまにか打ちとけ合って一緒に盛

り上がります。

お酒が好きな人なら、旅館やホテルで開催される「土佐のお座敷体験、土佐の酒肴(さけさかな)」がおすすです。こちらのイベントは高知県酒造組合と高知市旅館ホテル協同組合が協力して行っており、可杯(べくはい)やしばてん踊り、はし拳、菊の花などのお座敷遊びを教えてもらいながら、土佐の地酒と料理が味わえます。お座敷遊びは男性が楽しむというイメージかもしれませんが、土佐のお座敷遊びは女性も楽しめます。このイベントに限らず、女性の参加が当たり前なところも土佐のお客の特徴です。



「土佐のお座敷体験、土佐の酒肴」で、しばてん踊りを楽しむ参加者たち

また、先頃終わった今年の“土佐の「おきやく」”では、開催10回を記念して誕生した「べろべろの神様」が話題になりました。べろべろの神様とはお座敷遊びの「可杯」で唄われる「べろべろの神様は 正直な神様よ～おささの方へとおもむきやれ～」の歌詞に登場する神様です。その姿を拝みたいという高知の酔っ払いたちの願いを、高知県出身のフィギュアイラストレーター デハラユキノリさんが実現しました。とっくりを頭に乗せ目を回している愛嬌のある姿は、一度見たら忘れられないインパクトがあります。楽しく健康にお酒が飲めるよう見守っている神様。皆さんもぜひ会いに来てください。

●概要(来年)

土佐の「おきやく」2016

開催期間：2016年3月5日(土)～13日(日)予定

開催場所：高知市中心街ほか

イベントの詳細が必要でしたら

ホームページアドレス▶ www.tosa-okyaku.com

または「土佐のおきやく」で検索してみてください。



“高知家のお客”をテーマにした2015年ポスター



べろべろの神様。イベントが終了した現在は、JR高知駅前のこうち旅広場で観光客をお迎えしています

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

4月16日
～5月15日

4月

16日

日本弁護士連合会 平成27年度会長・副会長就任披露宴に出席

弁護士会館において開催された標記就任披露宴に岡田副会長と共に出席。

18日

桜を観る会に出席

好天の下、総理大臣主催の桜を観る会に出席。多くの人の笑顔に包まれた1日であった。

19日

古橋敏彦理事の御尊父様の告別式に参列

古橋理事御尊父様の葬儀に参列 浜松市：龍雲寺

20日

塩崎恭久衆議院議員「明日を語る会」

塩崎恭久議員の「明日を語る会 in 東京」に出席。42回目を数えるセミナーであるが、現職の厚生労働大臣の報告として、日本の少子高齢化社会はいずれ世界の主要国が迎える課題であるため、社会保障をはじめとする対策等は注目されているとのことだ。

最高検察庁新堀検事着任あいさつへの対応

新堀敏彦最高検察庁公判部検事が着任挨拶に日調連に来館され、岡田副会長と応対。

新堀検事は前任が名古屋法務局長であり、私とも面識があった関係もあって初の着任挨拶となった。

21日

豊田俊郎参議院議員との懇談

現役の土地家屋調査士でもある豊田敏郎参議院議員と岡田副会長と共に懇談。全調政連から横山会長、椎名幹事長も同席。土地家屋調査士制度の展望と課題を話し合う機会となった。

23日

第2回正副会長会議

岡田副会長、加賀谷副会長、菅原副会長、宮嶋副会長、竹谷専務理事、中塚常任理事出席の下、継続懸案事項の整理と対応につき協議し、午後から

の理事会進行についても確認した。

23日、24日

第1回理事会

現執行部のメンバーとして最後の理事会を迎える。定時総会に向けた事業計画、予算も確認できた後、最後の理事会ということで、理事会構成員全員から2年間の感想を話してもらう機会を持った。

また、6月の定時総会までしっかりと会務対応するよう指示した。

5月

11日

叙勲をお祝いする夕食会

石川会の大星先生、宮城会の星先生がご受章。お祝いの食事会を東京ドームホテルで企画し、岡田副会長、竹谷専務理事と共に出席。

両先生共に土地家屋調査士制度の発展にご努力いただいた大先輩であり、今後も後進の指導をお願いさせていただいた。

13日

宏池会と語る会

東京プリンスホテルにて開催された、宏池会と語る会に高野全調政連副幹事長と共に出席。

上川法務大臣、葉梨法務副大臣も所属されており、挨拶させていただいた。

14日

埼玉会 第70回定時総会

埼玉会総会に出席。本年も単位会の総会シーズンの幕開けは埼玉会から。埼玉会の皆さんには賀詞交換会などにおいても、常に広報活動を継続されており、感謝の気持ちをお伝えさせていただいた。

15日

黄綬褒章受章をお祝いする夕食会

今回は、6名の土地家屋調査士の方々が黄綬褒章を受章された。東京ドームホテルにおいて加賀谷副会長、竹谷専務理事同席の下、お祝いの食事会を開催。受章された皆さんはまだまだお若く、今後ともご指導いただきたいところである。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成27年4月 1日付					
東京	7884	落海 一哉	東京	7885	栗原 直樹
東京	7886	相原 賢一	神奈川	3006	梅澤比呂志
埼玉	2585	木村 昭夫	埼玉	2586	内山 啓
埼玉	2587	磯田 裕	埼玉	2588	石井 克樹
埼玉	2589	佐藤 寛哲	栃木	918	別井 則男
栃木	919	木内 貴代	大阪	3243	上田 寛之
大阪	3244	西谷 俊治	京都	875	藤井 規寛
兵庫	2459	福浦 真介	愛知	2882	安田真由美
愛知	2883	安井 正樹	愛知	2884	梅村 圭佑
三重	885	大喜 靖一	三重	886	佐波 彰
三重	887	西原 辰也	福岡	2271	永田 栄治
長崎	789	前田 宏光	鹿児島	1062	岩切 勝也
鹿児島	1063	植原 健介	鹿児島	1064	田島 雅仁
福島	1475	佐藤 利紀	岩手	1150	腹子 徹哉
岩手	1151	東館 努	香川	709	四橋 雅博
平成27年4月10日付					
東京	7887	山口 修弘	東京	7888	入谷 宗輔
神奈川	3007	松山 丙虎	静岡	1766	岡田 暢行
新潟	2203	山家 拓朗	岐阜	1265	仁平 雄一
石川	661	角田 之尚	福岡	2272	秦 伸一
大分	832	後藤 紘一	鹿児島	1066	南 慶幸
山形	1230	本庄 慎吾	徳島	501	美馬 英二
徳島	502	熱田 範人			
平成27年4月20日付					
東京	7889	林 利幸	埼玉	2590	糸井 尚之
千葉	2157	渡辺三喜雄	静岡	1767	永田 裕史
福岡	2273	中島 晴也	宮城	1021	阿部 由訓
福島	1476	渡邊 優	秋田	1030	鈴木 政幸
秋田	1031	金子 純一	愛媛	849	神野 峰好

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年 7月 2日付			東京	1869	小谷 裕
平成26年11月29日付			沖縄	228	金城 弘丈
平成26年12月11日付			兵庫	1252	勝本 千秋
平成27年 2月14日付			広島	1124	井上 歳秋
平成27年 2月20日付			東京	4566	甲斐 慶造
平成27年 3月 7日付			神奈川	360	大野 昭治
平成27年 3月20日付			京都	747	澤 益男
平成27年 3月27日付			静岡	793	後藤 佐
平成27年 4月 1日付					
東京	713	森地 勝美	東京	1207	酒井 潔
東京	1213	古里 富安	東京	4672	鈴木 勝海
東京	5777	内藤 紘一	神奈川	514	内屋敷通夫
神奈川	2479	穂谷野正廣	神奈川	2877	川島 克巳
埼玉	231	松本 彪	埼玉	379	高梨 久雄
茨城	759	海老根賢三	茨城	1407	宮本 泰雄
栃木	913	束原由己夫	新潟	1865	入山 政広
滋賀	241	木村 重和	愛知	2442	村瀬 義範
岐阜	1031	安藤 和夫	石川	461	河口 長治
岡山	1225	遠藤 鋭二	福岡	1839	秦 健児
佐賀	498	櫻井 資久	鹿児島	558	高倉 明人
秋田	937	相馬 完			
平成27年 4月10日付					
東京	4643	吉野 壽夫	東京	5135	中島 次郎
東京	6618	雨宮 旭	神奈川	275	鈴木 義幸
神奈川	1723	中野 正樹	埼玉	1548	石井 正志
群馬	562	原澤 利夫	群馬	836	大家 伸一
静岡	713	木田 徳次	静岡	1096	野村 稔
静岡	1191	渡邊 繁	山梨	329	三浦 英夫
長野	2006	小池 正武	長野	2293	林 政幸
長野	2336	曾根原健司	長野	2426	北原 初美
新潟	1746	磯貝 喘	愛知	738	加藤 幹男
愛知	1271	亀井 尚	愛知	1978	伊東 治
岐阜	434	日比 誉	岐阜	828	増田 重範
山口	864	熊谷 剛全	岡山	1274	南 由里子
鳥取	416	寺口 仁志	鳥取	452	佐々木 豊
佐賀	522	吉田 尚治	熊本	1041	樋口 秀夫
沖縄	391	久手堅 栄	福島	986	小島 庄三
福島	1286	江河 俊宏	青森	650	伊沢 誠

札幌	1021	伊豆倉正隆	札幌	1099	高橋 健治
旭川	212	傍士 栄一	釧路	282	武田 昌輝
愛媛	521	清水 一郎	愛媛	646	神野 敬二
愛媛	707	久保 豊			
平成27年4月20日付					
埼玉	2047	風間 登	大阪	1430	伊藤 洋
岐阜	712	井上 正史	福井	97	志田 光春
広島	1469	山崎 和子			

ADR 認定土地家屋調査士登録者は 次のとおりです。

平成27年4月 1日付					
東京	7886	相原 賢一	栃木	919	木内 貴代
平成27年4月10日付					
東京	7888	入谷 宗輔	静岡	1766	岡田 暢行

会 務 日 誌

4月16日～5月15日

4月 23日

第2回正副会長会議
＜協議事項＞

- 1 平成27年度第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

23日、24日

第1回理事会
＜審議事項＞

- 1 平成27年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
 - 2 平成26年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
 - 3 土地家屋調査士会の情報公開に関する細則(モデル)の一部改正(案)について
 - 4 第11回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について
 - 5 第11回土地家屋調査士特別研修に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
 - 6 平成27年度事業方針大綱(案)及び同各部等事業計画(案)について
 - 7 平成27年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
 - 8 第72回定時総会提出議案について
- ＜協議事項＞
- 1 第72回定時総会の対応について
 - 2 平成27年度における各土地家屋調査士会の

会員数に応じた事業助成について

- 3 平成27年度土地家屋調査士の日に関する啓発活動について

第1回理事会業務監査

27日

第1回地図対策室
＜協議事項＞

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の改訂について
- 2 登記所備付地図作成作業に関する特命事項について

5月 11日

制度の将来と研修体系を考える会議(第1回)
＜協議事項＞

- 1 答申書の提出について

12日

第1回編集会議(電子会議)
＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 2 第72回定時総会の取材者について
- 3 6月号の編集状況について
- 4 7月号から9月号の掲載記事について

2014年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2014年4月号(No.687)

}

2015年3月号(No.698)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2015. 2	697	平成26年度土地家屋調査士試験の結果について

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2014. 8	691	第71回定時総会
	2014.12	695	平成26年度 第1回全国会長会議
	2015. 2	697	法務大臣表敬訪問
	2015. 3	698	平成26年度 第2回全国会長会議
	2015. 3	698	『日調連主催「実務講座」～土地境界実務～』開催報告
財務部	2014. 8	691	第29回写真コンクール開催
	2015. 1	696	大規模災害対策基金状況
広報部	2014.10	693	第5回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告
	2014.12	695	平成26年度土地家屋調査士試験受験者アンケート集計結果

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2014. 4	687	愛知会定例研修会 『土地家屋調査士の今後を読み解く』
	2014. 5	688	民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進に関する説明会
	2014. 6	689	偉大な先輩たちのDNAを受け継ぎ、次世代に渡す使命～西本孔昭日本土地家屋調査士会連合会顧問の講演会から～
	2014.11	694	第9回国際地籍シンポジウム
	2014.11	694	中部ブロック協議会広報担当者会議に参加しました
	2015. 2	697	2014日調連公開シンポジウム『土地境界紛争が起きない社会』
	2015. 2	697	心一つに『境界紛争ゼロ宣言!!』キャラバン
	2015. 2	697	日本地理学会『地図・絵図資料の歴史GIS研究グループ』研究会
	2015. 3	698	震災経験の報告 心の除染を訴える
	2015. 3	698	『土地家屋調査士制度発祥の地』碑移設
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2014. 4	687	異色土地家屋調査士のライフスタイル(埼玉会)
	2014. 5	688	境界ADRの問題点を問う(その2)(愛知会)
	2014. 5	688	ほっかいどう地図・境界シンポジウム2014 Part13(札幌会)
	2014. 7	690	境界ADRの問題点を問う(その3)(愛知会)
	2014. 9	692	九十代は整然とそして百歳の万歳を迎える(沖縄会)
	2014. 9	692	地籍シンポジウム in 滋賀 2014
	2014.11	694	第7回しずおか境界シンポジウムを終えて(静岡会)
	2014.12	695	札幌地域災害復興支援士業連絡会が「札幌市災害時相談業務の応援協定書」に調印
	2015. 1	696	第29回 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ愛媛大会

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2015. 1	696	「きょうかい君とあいちゃん」ゆるキャラグランプリ頑張りました！
	2015. 3	698	境界立会の諸問題 ―第10回地籍問題研究会にて―
全 調 政 連	2014. 6	689	全国土地家屋調査士政治連盟 第14回定時大会を開催
外部団 体事業	2014. 5	688	地籍問題研究会 第9回定例研究会
	2014. 8	691	第8回つくば国際ウォーキング大会(茨城会)
	2014. 9	692	日本マンション学会 仙台大会 2014
	2014.10	693	地籍問題研究会 第10回定例研究会
	2015. 3	698	G空間EXPO2014開催 地理空間情報科学で未来をつくる

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2014.12	695	平成26年を振り返って
	2015. 1	696	新年の挨拶／新年のご挨拶
法務省	2015. 1	696	新年の挨拶／新年を迎えて

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2014. 7	690	「土地家屋調査士白書2014」発刊のお知らせ
総務部	2014. 4	687	お知らせ 日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内
	2014. 5	688	お知らせ 日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内
	2014. 6	689	コンプライアンス・プログラム改訂版について
	2014. 6	689	お知らせ 日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内
	2014. 7	690	お知らせ 日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内
	2014. 8	691	ADR 認定土地家屋調査士になろう！
	2014. 8	691	お知らせ 日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内
	2014. 9	692	ADR 認定土地家屋調査士になろう！

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
総務部	2014. 9	692	お知らせ 特定認証業務の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行について
	2014.10	693	ADR 認定土地家屋調査士になろう！
	2014.10	693	セコムパスポート forG-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて
	2014.10	693	お知らせ 特定認証業務の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行について
	2014.11	694	新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い
	2014.11	694	セコムパスポート forG-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて
	2014.11	694	お知らせ 特定認証業務の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行について
	2014.12	695	重要なお知らせ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局について
	2014.12	695	セコムパスポート forG-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて
	2014.12	695	お知らせ 特定認証業務の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行について
	2014.12	695	新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い
	2015. 1	696	重要なお知らせ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局について
	2015. 1	696	セコムパスポート forG-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて
	2015. 1	696	セコムパスポート forG-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行手続きはお済ですか？
	2015. 1	696	お知らせ 特定認証業務の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行について
	2015. 1	696	新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い
	2015. 2	697	重要なお知らせ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局について

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
総務部	2015. 2	697	セコムパスポート forG-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて
	2015. 2	697	セコムパスポート forG-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行手続きはお済ですか？
	2015. 2	697	お知らせ 特定認証業務の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行について
	2015. 2	697	新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い
	2015. 3	698	新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い
	2015. 3	698	セコムパスポート forG-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行手続きはお済ですか？
	2015. 3	698	セコムパスポート forG-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて
	2015. 3	698	重要なお知らせ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局及び電子証明書の失効について
研修部	2014. 4	687	土地家屋調査士新人研修修了者(近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会)
	2014. 8	691	土地家屋調査士新人研修開催公告(関東ブロック協議会)
	2014. 9	692	土地家屋調査士新人研修開催公告(中国ブロック協議会)
	2014.10	693	土地家屋調査士新人研修開催公告(四国ブロック協議会)
	2014.11	694	「研修ライブラリ」が新しくなりました！
	2014.11	694	土地家屋調査士新人研修開催公告(近畿ブロック協議会/北海道ブロック協議会)
	2014.11	694	土地家屋調査士新人研修修了者(関東ブロック協議会)
	2014.12	695	土地家屋調査士新人研修開催公告(九州ブロック協議会)
	2015. 2	697	土地家屋調査士新人研修修了者(中国ブロック協議会)
	2015. 2	697	土地家屋調査士新人研修修了者(中国ブロック協議会)
広報部	2014. 9	692	平成26年度土地家屋調査士試験受験者対象 アンケート調査ハガキの配布を実施しました
	2014.10	693	2014日調連公開シンポジウム 土地境界紛争が起きない社会

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2014.10	693	G空間EXPO2014のお知らせ 地理空間情報科学で未来をつくる
法務省	2014. 7	690	法務省主唱“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
人 事	2014. 5	688	人事異動 法務局・地方法務局
叙 勲・黄 綬	2014. 6	689	平成26年 春の叙勲・黄綬褒章
	2014.12	695	平成26年 秋の叙勲・黄綬褒章

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2014. 6	689	平成27年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
	2014.12	695	平成27年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
	2015. 2	697	集まれ!!全国の土地家屋調査士!!平成25～26年度日調連「研究所研究報告会」の聴講参加者募集について
財務部	2014. 7	690	第29回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会・親睦釣り大会開催案内
共済会	2015. 2	697	測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内
財務部	2015. 3	698	第30回写真コンクール作品募集

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2014. 5	688	土地家屋調査士2015年オリジナルカレンダー
	2014. 8	691	〃

■書籍紹介

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調査士の本棚	2014.11	694	マンション・団地の法律実務
	2015. 2	697	「国土のグランドデザイン2050」が描くこの国の未来

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2014. 8	691	追悼 故・香川保一顧問
	2014. 7	690	「土地家屋調査士制度広報 今治タオル」ご購入の御礼と収支報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2014.11	694	愛媛県土地家屋調査士会が海拔表示板を宇和島市に贈呈しました
広報部	2014. 6	689	BS ジャパンにて放送 特別番組『地面のボタンのなぞ』
	2014.10	693	「地面のボタンのなぞ」のご活用について
	2014.12	695	地面のボタンのなぞ 空を飛ぶ
	2015. 2	697	「境界紛争ゼロ宣言!!」 静岡会会館に看板設置

■レギュラーコーナー

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

掲載号	号数	区分、見出し
2014. 4	687	第24回 土地家屋調査士の資質の向上とコンプライアンスの確立【Ⅰ】
2014. 5	688	第25回 土地家屋調査士の資質の向上とコンプライアンスの確立【Ⅱ】
2014. 6	689	第26回 土地家屋調査士の資質の向上とコンプライアンスの確立【Ⅲ】
2014.10	693	第27回 区分所有登記に参加していますか
2014.11	694	第28回 区分所有登記に参加していますか 2
2014.12	695	第29回 土地及び家屋の相続・遺言に関する基礎知識
2015. 1	696	第30回 土地家屋調査士のための「聴く力」と「伝える技術」①
2015. 2	697	第31回 土地家屋調査士のための「聴く力」と「伝える技術」②

平成 25 ～ 26 年度研究所研究中間報告

掲載号	号数	区分、見出し
2014. 7	690	研究テーマ1 土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究
2014. 8	691	「筆界判断の整合性」についての研究(中間報告)
2014. 9	692	研究テーマ2 最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究
2014.10	693	研究テーマ 東日本大震災の次世代への継承に関する研究
2014.11	694	研究テーマ 世界の地籍制度に関する研究(その1)
2014.12	695	研究テーマ 世界の地籍制度に関する研究(その2)

愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2014. 4	687	Vol.02 (三重会、鹿児島会)
2014. 5	688	Vol.03 (長野会、宮崎会)
2014. 6	689	Vol.04 (新潟会、沖縄会)
2014. 7	690	Vol.05 (宮城会、大阪会)
2014. 8	691	Vol.06 (福島会、京都府会)
2014. 9	692	Vol.07 (兵庫会)
2014.10	693	Vol.08 (奈良会、山形会、岩手会)
2014.11	694	Vol.09 (秋田会、滋賀会)
2014.12	695	Vol.10 (青森会、和歌山会)

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 1	696	Vol.11（函館会、愛知会）
2015. 2	697	Vol.12（旭川会、岐阜会）
2015. 3	698	Vol.13（釧路会、福井会）

ネットワーク 50

掲載号	号数	区分、見出し
2014. 4	687	富山会／兵庫会
2014. 5	688	群馬会／熊本会
2014. 6	689	釧路会／東京会
2014. 7	690	神奈川会
2014. 8	691	山口会
2014. 9	692	熊本会
2014.10	693	神奈川会
2014.11	694	秋田会
2014.12	695	山口会／長崎会
2015. 1	696	東京会
2015. 2	697	富山会
2015. 3	698	大阪会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2014. 5	688	公嘱協会情報vol.107
2014. 7	690	公嘱協会情報vol.108
2014. 9	692	公嘱協会情報vol.109
2014.12	695	公嘱協会情報vol.110
2015. 1	696	公嘱協会情報vol.111
2015. 3	698	公嘱協会情報vol.112

「地名散歩」

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

掲載号	号数	区分、見出し
2014. 4	687	第25回 カミの地名・シモの地名
2014. 5	688	第26回 今に残る焼畑の地名
2014. 6	689	第27回 職業にまつわる地名
2014. 7	690	第28回 住所と地名の階層構造
2014. 8	691	第29回 身の回り品から動物まで一普通名詞の地名
2014. 9	692	第30回 間違いやすい地名
2014.10	693	第31回 橋の名前も地名の一種
2014.11	694	第32回 駅名に由来する地名
2014.12	695	第33回 我こそは世界の中心？ー中央という地名

掲載号	号数	区分、見出し
2015. 1	696	第34回 初詣の地名
2015. 2	697	第35回 鉄道路線名とその命名傾向
2015. 3	698	第36回 インターチェンジの地名

会長レポート

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 水上 陽三

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

国民年金基金から

全号にわたり掲載

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2014. 6	689	2013年度「土地家屋調査士」掲載索引

ち ょ う さ し 俳 壇

第361回



薨の照り

水上陽三

禅林の薨の照りや竹の秋
蟻の列後尾といふは疲れけり

寂光院

建礼門院の衣擦れ偲ぶ若楓

美しくやがてうるさし河鹿笛

五日市憲法草案夏館

雑詠

水上陽三選

岐阜 堀越貞有

亀鳴くや兄弟喧嘩今日もまた

落し物忘れ物あり春愁ひ

聖五月電話口より母の声

鯉幟またまた男の子生まれけり

溝浚へ口だけ達者な人もゐて

東京 黒沢利久

いつよりか門前雀羅春惜しむ

歳時記の例句なつかし春の月

付いて来し猫に魚を焼く春夜

いつよりか空仰ぐ癡雁帰る

葉桜や子の遺したる句をまとめ

茨城 島田 操

衣一枚脱ぐたび育つ今年竹

麦熟れて風にも色のありにけり

宅配便畑で受け取る麦の秋

旧節句祝ひしころや柏餅

夏に入る俄に活気づく田畑

茨城 中原ひそむ

明日といふ夢なき齢鳥渡る

真夏日の四月の記録坂の町

Dサービスへ妻送り出す風五月

若葉吹くかぜとなりたる瀬の音も

医歸りに立ち寄る寿司屋松の芯

東京 雅々女

登り来て古き洋館薔薇盛る

千年を社に仕ふ青葉風

梔子の塀の内より匂ひをり

今月の作品から

水上陽三

堀越貞有

溝浚へ口だけ達者な人もゐて

季語は溝浚で、下水道の発達していな

かったころ、蚊が発生しないように近所で

相談して近所の溝を一齐に浚った。また農

家では田植え前に用水などの溝を浚った。

何でも、何処でも大勢人が集まると中には

きつと口達者もいるもので賑やかである。

時にはうるさいものだが和やかさを演出し

てくれる。

黒沢利久

いつよりか門前雀羅春惜しむ

バブル現象の弾けて以来今日に至る長期

間に亘り、調査士業務も低迷しており、寂

しいことではあるが大方の事務所は閑散と

しているのが現状であろう。掲句は尋ねて

くる人もなく雀捕りの網が張れそうだと、
やや自嘲的につぶやいたものである。一日
も早く各事務所に活気が戻るよう祈るのみ
である。

島田 操

宅配便畑で受け取る麦の秋

麦の秋は、麦の熟れるところで農家にとつ
ては、麦の収穫、お田植と最も多忙を極め
る時期である。農家は総出で田畑に出てい
るので、宅配業者も心得たもので知り合い
を田畑に見つけると、その場で荷物の受け
渡しを済ましてしまうのである。農村風景
のどかな一面と言えるよう。

中原ひそむ

医歸りに立ち寄る寿司屋松の芯

行きつけの寿司屋であろうが、医者への帰
りに寿司を食べれると言うことはそれ程の
重病ではなさそうである。しかし少なくとも
も医者に通う以上何らかの病を患っている
ことで、いうならば負の一面である。勢い
のある松の芯を配したことによって救われ
た一句である。

私からのご提案

東京会 内野 篤

登録・開業してから今年でちょうど20年になります。あっという間に過ぎた感があります。業務に関してはそれなりに経験を積んできたつもりですが、未熟なところや分からない事も多々あります。知識と技能の研鑽を重ねながら、あと20年は現役でやっていきたいと思っています。

独立するまでは、社会保険である健康保険や年金の事に関してあまり考えることはありませんでした。サラリーマンであったため、給与明細を見て“少ない給与からずいぶんと差し引かれるものだな、その分将来受けとれる年金はそれなりになんとかなのだろう”くらいにしか思っていませんでした。今から考えると、自分で特に何もしなくても自動的に厚生年金に入り、またその半分は会社持ちであったことはある意味で恵まれていたのかなと思う反面、個人の都合などには一切お構いなしに、定められた料率に従って強制的に給与から差し引く制度であることに対しては、個々人のライフスタイルを尊重する今の時代に照らすと何か違うのではないかと、もっと良い方法があるのではないかとともに思います。

開業から数年間は、売り上げも少なく安定していなかったことから、国民年金本体(老齢基礎年金)だけで国民年金基金には加入していませんでした。国民年金基金のことを良く知らなかったこともありますが、自らすすんで年金の掛金を払うという考えを持つ余裕はありませんでした。仕事も少し軌道に乗り、事務所も現在の場所に落ち着いた開業5年目に、妻と2人で土地家屋調査士国民年金基金に加入しました。その時はただ単に、課税所得額から掛金分を控除できる“お得な制度”のようなのでとりあえずやってみようと思い加入しました。将来必要となる生活費の額、そのために必要となる蓄えや受給できる年金額などは特に考えていませんでした。その後のある日、高齢者世帯の生活費のモデルケースを知る機会がありました。そのとき、他の蓄えや資産などの事は別にして、年金の受給額のみで将来最低限必要となる生活費分を賄えるよう

にしておこうと考え、加入から2年後に増口をしました。元来この手の事に関しては無調法のため、その後は現在まで口数の増減などはしていません。物価も全体的には当時とあまり変わらないようですので放っておいています。



この2、3年、年に1回ほど代議員候補者選考委員などで土地家屋調査士国民年金基金事務局へ伺う機会があり、理事長はじめ役員や事務局の皆さん、代議員の皆さんのご尽力により、土地家屋調査士国民年金基金が加入員である土地家屋調査士自らによって運営されていることを知りました。はずかしい話ですが、それまでは土地家屋調査士国民年金基金の運営は、どこかの専門的な金融機関がやっているのだろうと思っていました。また最近、職能型国民年金基金を設立しているのは25の職種のみである事も知り、土地家屋調査士としてこの基金があることを誇らしく思っています。

国民年金基金の使い勝手の良い点は、私のように、厚生年金から国民年金に切り替わった場合でも、国民年金基金に入ること、空白になった上乘せ分を補うことができること、加入の口数によって受給額が明確であること、自身の状況に応じて口数の増減ができ、個人事業主として安心感があることだと思います。

節税効果はもちろん、年齢、業務歴等に関係なく公平で明確な土地家屋調査士国民年金基金は、我々土地家屋調査士の将来を支えるのに最適の制度だと思います。土地家屋調査士がこれを利用しない手はありません。

新しいパンフレットが できました！

国民年金基金の
特徴とメリットを
詳しく解説！
別ページには
Q&Aも
ございます。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

国民年金
+
個人年金
↓
**ゆとりの
老後設計**

国民年金基金は、
老齢基礎年金に上乗せして
より豊かな老後を保障する
公的な年金制度です。

**土地家屋調査士
国民年金基金**

〒112-0013
東京都文京区自由1-15-15
シテ・音羽2F 205号室
TEL 0120-145-040
http://www.chosashi-npf.or.jp

プランの内容も
わかりやすく！
同掲載の掛金表で
ご自分の掛金額を
確認できます。

国民年金基金とは？

国民年金基金は、自営業・フリーランスで働く方(第1号被保険者)が将来ゆとりある老後の生活をおくるために、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せする公的な年金制度です。公的な年金ですが、加入は任意です。

加入できる方

- 20歳から60歳までの国民年金第1号被保険者の方
- 60歳から65歳未満で国民年金に任意加入されている方

※国民年金の保険料の納付や納付滞り等の事由を要する方は、国民年金に加入している方は加入できません。
※ただし、国民年金に加入していない方、国民年金の納付滞り等の事由を要しない方は、加入することができます。
※60歳以降、引き続き加入する場合は手続きが必要です。

○ご自分の都合での脱退や解約はできません。
※加入資格がなくなると脱退(喪失)となります。
※国民年金の納付や納付滞り等の事由を要しない方、国民年金に加入したとき、国民年金の保険料を納付したとき、国民年金の納付滞り等の事由を要しないとき、国民年金に加入したとき

特徴とメリット

掛金は、加入額から戻りません。(途中でプランを変更しない限り、掛金は一定です)
年金は、一生通算して給付されます。(加入時に将来の年金額が確定します)
原則になります。(例外とともあります)

給付額

給金の全額(最大月1万6千円)が社会保険料控除の対象となり、所得割や住民税が軽減されます。

※例えば、課税所得金額が約400万円の場合

国民年金基金の 給金の合計が 年額30万円 から	所得割・住民税 約9万円 軽減!	
課税所得金額	住民税	所得割
1,000,000円	5,100円	5,100円
1,500,000円	7,650円	7,650円
2,000,000円	10,200円	10,200円
2,500,000円	12,750円	12,750円
3,000,000円	15,300円	15,300円
3,500,000円	17,850円	17,850円
4,000,000円	20,400円	20,400円

○年金を受ける時も国民年金等の年金と併せて「社会的年金控除」が適用され、原則になります。
○遺族一時金は全額非課税です。

どんなプランがあるの？

掛金は、選んだ年金の額と加入回数で決まります。
タイプの異なる型を組み合わせて、あなたの希望に沿ったプランを作ることができます。

100%返すプラン

※7種類の掛金プランの中から選択

加入年齢	年金額	加入回数	掛金
20歳(加入後1年)	20万円	15年	2,100円
25歳(加入後1年)	25万円	15年	2,625円
30歳(加入後1年)	30万円	15年	3,150円
35歳(加入後1年)	35万円	15年	3,675円
40歳(加入後1年)	40万円	15年	4,200円
45歳(加入後1年)	45万円	15年	4,725円
50歳(加入後1年)	50万円	15年	5,250円

20%返すプラン(加入は任意)

※7種類の掛金プランの中から選択

加入年齢	年金額	加入回数	掛金
20歳(加入後1年)	20万円	15年	2,100円
25歳(加入後1年)	25万円	15年	2,625円
30歳(加入後1年)	30万円	15年	3,150円
35歳(加入後1年)	35万円	15年	3,675円
40歳(加入後1年)	40万円	15年	4,200円
45歳(加入後1年)	45万円	15年	4,725円
50歳(加入後1年)	50万円	15年	5,250円

選択一時金

万一、早期に亡くなった場合には、ご遺族に「選択一時金」が支払われます。(※選択一時金は、受給開始前、加入時・死亡時の年齢、掛金納付期間に応じた一時金が支払われます。受給開始後、受給開始後、残りの保険期間に応じた一時金が支払われます。)

↓↓ ご送付をご希望の方はコチラ ↓↓

 <http://www.chosashi-npf.or.jp> /  0120-145-040

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書のダウンロードについて



セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID 認証サービス」が発行する電子証明書は、電子ファイルです。当該電子ファイルは、専用のダウンロードツールを利用して、お手持ちのパソコンにダウンロードしていただく必要があります。以下、ダウンロードの手順の概要について、説明します。

- 1 連合会ホームページ「会員の広場」から、ダウンロードツールを取得してください。（オンライン申請関係(セコムパスポート for G-ID)→1. 電子証明書のダウンロード）
- ※ ダウンロード方法の詳細を記載したマニュアルもご用意しておりますので、ご覧ください。



電子証明書ダウンロードツール

ヘルプ

セコムパスポート for G-ID
土地家屋調査士電子証明書

「電子証明書ダウンロードツール」は、土地家屋調査士会員様が電子証明書の取得を行うためのツールです。

郵送にて受領した「識別番号及びPINコードのお知らせ」に記載されている「識別番号」と「PINコード」を入力してください。

識別番号: 12345678

PINコード: ●●●●●●●●

証明書取得

日本土地家屋調査士会連合会

終了

- 2 1でダウンロードした電子証明書ダウンロードツールを使って、電子証明書を取得してください。

※ 電子証明書のダウンロードには、本人限定受取郵便に同封の「セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書識別番号及びPINコードのお知らせ」に記載されている識別番号及びPINコードの入力が必要です。

※ 電子証明書は、ダウンロード開始から1時間を経過すると再度のダウンロードができなくなります。

- 3 ダウンロードした電子証明書は、すぐにご利用いただけます。

※ PDFへの署名には環境設定が必要となります。詳細は、「登記・供託オンライン申請システム」ホームページに掲載されている「PDF署名プラグイン操作説明書」をご覧ください。

ご注意！

- 1 本人限定受取郵便を受け取りましたら、**必ず速やかに電子証明書をダウンロードしてください。**
- 2 電子証明書をダウンロードしましたら、電子証明書の記載事項を確認の上、同封の受領書に実印を押印し、**「ダウンロード及び受領書返送期限」までに受領書を日本土地家屋調査士会連合会までご返送又はご持参ください。**
- 3 期限までに受領書が連合会に送付されない場合は、電子証明書が取り消され、利用できなくなる場合がございます。また、**ダウンロードを実施せずに「受領書」をご返送いただいても、一定期間経過後に電子証明書は削除されますので、ご注意ください。**

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書を用いた オンライン登記申請に必要な環境設定について



詳細の手順書などにつきましては、連合会ホームページ「会員の広場」の「オンライン申請関係」に掲載しておりますので、ご参照ください。

1 コントロールパネルの「プログラムと機能」において、連合会が提供していた次のツール類をアンインストールする。

- (1) ICカードドライバ(日本土地家屋調査士会連合会向けICカードドライバ(Standard-9M)又はMistyGuardRシリーズ用ICカードドライバ(STD-9用))
- (2) 電子署名プラグインソフト(SignedPDF)
- (3) XML 署名ツール(XML インストーラ)
- (4) ICカード検証ツール(ICカード検証ツール Setup)

※ 括弧内は、「プログラムと機能」において表示される名称です。

※ 当該手順は、(1)～(4)のツール類をインストールしていない、又は、既にアンインストールしている場合には、必要ありません。

2 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」から、「申請用総合ソフト」をインストールする。(当該ソフトを既にインストールされている場合は、必要ありません。)

※ 当該ソフトのご利用に当たっては、ご利用のパソコンに、Microsoft社の.NET Framework4又は.NET Framework4.5がインストールされている必要があります。

※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)をご確認ください。

添付情報に電子署名をしない場合は、ここで終了です。



3 図面以外の添付情報(PDF)に電子署名する場合

委任状や不動産登記規則第93条不動産調査報告書等に電子署名を行う場合に設定してください。PDFへの署名は、次の方法で行うことができます。

- (1) Adobe Acrobatの署名機能を利用する。
- (2) 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」ホームページにおいて公開されている「PDF署名プラグイン」を利用する。

※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/index.html>)をご確認ください。

※ Adobe Acrobat 8以前のバージョンの署名機能は、セコムが発行する新しい暗号アルゴリズムを用いて作成された電子証明書には対応していません。

※ Adobe Acrobat 9以前のバージョンは、Adobe社のサポートが終了しており、法務省では利用を推奨していません。

4 図面ファイル(XML、TIFF)に署名をする場合

連合会ホームページ「会員の広場」から、「XML署名ツール」をダウンロードし、解凍する。地積測量図や建物図面等に電子署名を行う場合に設定してください。



土地家屋調査士の本棚

公共測量成果検定における 指摘事項事例集

ー基準点測量・水準測量の 成果検定における誤り事例等ー

公益社団法人 日本測量協会



A4判 142ページ
定 価：1,600円(税込、送料別)
発刊元：公益社団法人 日本測量協会
発行日：平成27年1月31日

内 容

本書は、昭和36年から第三者検定機関として、公共測量成果の品質向上及び品質確保を目的として公共測量成果検定を実施してきた公益社団法人日本測量協会から、永年にわたる公共測量成果制度の実績をもとに、基準点測量及び水準測量の成果検定における指摘事項をまとめた事例集として刊行されたものです。

品質の良い測量成果の作成や、今後の地図作成及び認定登記基準点の設置に際する貴重な資となるものと考えます。

目次

1. GNSS測量による事例(23事例)
2. TS測量による事例(43事例)
3. 水準測量による事例(27事例)
4. 参考資料
 - ・ 測量成果品と作業工程
 - ・ 測量の計画・作業計画
 - ・ 測量法に基づく手続(準則6条)
 - ・ 基準点測量製品仕様書の作成
 - ・ 品質評価表の作成
 - ・ 電子納品の構成

発行・販売 公益社団法人 日本測量協会 <http://www.jsurvey.jp>
〒112-0002 東京都文京区小石川1-3-4 電話：03-5684-3354 FAX：03-5684-3364

政治連盟(中国ブロック)、中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会、中国ブロック協議会による合同会議の開催報告

○日 時

平成27年1月27日(火)午後1時30分～午後5時

○会 場

メルパルク岡山 地下1階「ぼたんの間」
(岡山市北区桑田町1-13)

○出席者

政治連盟(中国ブロック)

永美一雄全国土地家屋調査士政治連盟副幹事長(鳥取会)、内木重治会長(広島会)、三好一敏会長(山口会)、青野敏久会長(岡山会)、浅中修次会長(鳥取会)、加藤俊彦会長(島根会)

中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「中公連」という。)

渡邊英雅会長(山口会)、小野智司副会長(岡山会)、伊藤宏幸副会長(広島会)、蓮佛朗副会長(鳥取会)、小谷浩和副会長(島根会)、林俊男全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会理事(山口会)、藤谷博司広島協会副理事長、寺尾瑞尚広島協会相談役

中国ブロック協議会

安達和伸会長(島根会会長)、今井秀明副会長(広島会会長)、西本聡士副会長(山口会会長)、川野祐治副会長(岡山会会長)、賛川清副会長(鳥取会会長)

○目的及び議題

連合会や土地家屋調査士会(単位会、ブロック)は強制加入の法定団体であることから政治活動はできません。しかし、その求めるところは、本会、公嘱協会ともに表裏一体であると考えられ、土地家屋調査士(会)の要望を実現するためにも、また、公共嘱託業務の受託環境を整備するためにも関係団体とともに連携を密にしていくことがこれからも必要となることから企画されたものです。中国ブロック協議会では、ここ数年来、「中公連、単位政連との意見交換」を毎年の事業項目としていましたが、予算等の都合で開催をすることはできていませんでした。平成26年度は、当初の計画時から開催する方向で、予算、開催時期、協議内容等の問題点を洗い出し、進めてきたところ、平成26年9月の中公連総会において、中国ブロック協議会から提案し、了承をいただき、中国ブロック協議会では初めて開催するに至ったものです。

議題としては以下のように、中公連からの議題(受託する上での喫緊の課題)を中心に協議がなされました。本会議は次年度も開催を予定しています。

- ・法務局備付地図作成作業について
- ・土地家屋調査士の業務報酬と適正価格について
- ・地積測量図の適正な作成者の取り扱いについて

以上

和歌山会

「法と社会常識どちらを選ぶか」

御坊支部 中島 留吉



『会報わかやま』第71号

先妻の子と後妻の財産

後妻は先妻の子とは継親子関係にあるが、養子縁組をしてない。しかし、継子は幼少の時より親として育ったので、死後も葬式法要をしている。

一方、後妻には子なく兄弟姉妹も死亡し、甥姪が実在していて相続人である。

相続財産は相当ある。

前記甥姪と継子とは初対面であるが、叔母の財産だから相続権を主張しているものである。

法を尊重すべきか、そこには人間としての社会常識がある。また憲法

で婚外子の相続権は嫡出子と同一持分としたが、先妻の子は、民法は嫡出子の半分である。

同じ子でありながら婚外子と先妻の子の持分は、如何にも不合理と思えないか。

もう一つ不合理と私の思うのは、相続事件で共同相続と単有相続である。

戦後の共同相続についての話ですが、米国の占領軍総司令官マッカーサー元帥が帰国に際し、日本の家族制度は法規で潰したが現実には潰すことができなかったという話が私の耳に残っている。

現在共同相続の為に家業を継げな

くなるケースもある。

農家の放置農地も原因の一つで、遺産分割すると家業を継ぐ事は無理という。

親の長寿に伴い長子は親をみて行く事、又、長子は親の家業を継いで働き、外に妻も孫も親の看護や家業に協力しているのが日本の風習というか良い面である。

養子縁組をしてまで長女は家名及び家業を守っている。

その他の子は、親元を離れて独立するからと、充分の教育並びに分家資本、嫁入の持参金まで親は心配したものである。

これが親の死亡によって共同持分になるが、平等とは、死後の財産の平等と考え、社会は納得がゆかないだろうが、相続財産とある以上死後の財産分けと考えるものがある。

家業を継ぐ者は寄与分制度があるが争ってまで相続したくないという。

この世の中にはいろんな不合理と考える事があると思ひながら、日頃の実務上知った事を書いてみましたが、私の考えは昔人間の頭でしょうか。

編集後記

「人生を豊かにするコミュニケーション」vol.8

「人生を豊かにするコミュニケーション」について、これまで上野先生に様々な視点で話を伺い、ここに書いてきましたが、それにしても、コミュニケーションとは、自分が思っていることをそのまま言えば良いものではないという点で、難しさを感じたりもしています。

そこで今回は、自分が思っていることを大切にしながらも、他者との協調性を失わずにコミュニケーションをとるにはどうしたらいいのか、その方法について教えていただきました。

もちろんコミュニケーションがいくら他者重視といっても、自分の気持ちは無視できず、その二つを両立するためには、心理的にも現実的にも「俯瞰する」ということが必要とのことでした。

では、その「俯瞰する」とは具体的にどういうことなのでしょう。それには二つの種類があり、それは自己心理と他人とのコミュニケーションだといわれています。

自己心理の方は、先ず今感じている自分の気持ちや感情を理解するために、少し離れたところから自分を見ている「もう一人の自分」を想像してみます。自分のことをまるで他人を見ているかのように意識し、この

人はそもそも何を望んでいたのかと振り返ってみて、望む結果に相応しい行動をとれるように調節します。ある意味、幽体離脱して自分を眺めているような感覚だと思えば良いとのこと。

二つ目の他人とのコミュニケーションの場合も似ていますが、今度は相手となる人と自分の両方を眺められるように、やはり少し離れたところから見るように想像してみるとのことです。今この二人の会話はうまくいっているのだろうか。本当に必要な会話ではなく、無駄に長引かせてしまっているのではないかと、思いやりにかけているのではないかなどなど。このことを脳科学的に検証すると、自分の気持ちばかりに焦点が当たっているとき、感情を司る扁桃体というところが活性化しすぎて、自分をうまくコントロールできなくなっているようです。これを意識的に俯瞰することで、扁桃体の過度な活性化を抑え、望ましい行動がとれるようになってくるようです。

感情がぶつかり合うとなかなか冷静になれないこともあります。日ごろからそういうところを意識してみればいかがでしょうか。

広報部次長 金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社